

研究活動における不正行為に係る相談・通報窓口について

平成27年12月17日

福岡女子短期大学は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」の要請に応え、研究活動における不正行為に係る相談や告発等の通報を受ける窓口を以下のとおり設置しました。

【相談・通報窓口】

福岡女子短期大学 事務局 庶務課
〒818-0193 福岡県太宰府市五条四丁目16番1号
電話 : 092-922-4034
FAX : 092-922-6453
Eメール : shomu@fukuoka-int-u.ac.jp

- 研究活動における不正行為とは、研究データや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用などを指しますが、この他研究活動において気になることがありましたらご連絡ください。
- 窓口で通報を受け付けた場合は、統括管理責任者(事務局長)を通じて最高管理責任者(学長)に速やかに当該通報等の内容を報告しなければならないと規定しています。
- 窓口で通報又は告発を行った者(以下「通報者」という。)及び情報提供を行った者(以下「情報提供者」という。)の保護のため、秘密保持の規定を設けています。
- 通報者や情報提供者に対し、通報等をしたことを理由に不利益な取り扱いを行った者に対し、就業規則に基づき懲戒処分等を課すことを規定しています。